西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
アジアニューズレター

2021年
7月29日号

モンゴル：会社法の基礎と株式発行

執筆者：鈴木 健文

モンゴルは、広大な国土と豊富な天然資源を有しており、また遊牧民族のルーツから畜産業も盛んで、人口は少ないながら十分なポテンシャルを秘めている国家といえます。また日本に親しみを感じる国民が多く、良好な親日感情を有している国家の一つでもあり、相撲等文化的交流も盛んであり、日本人にとっても親しみやすい国家といえるのではないでしょうか。

本稿では、そのようなモンゴルの会社法の基本的内容を説明した上で、モンゴルにおける新株発行の手続の概要を整理したいと思います。概要としては、株式発行それ自体の手続に加えて、定款(charter)変更や既存株主が有する優先引受権の処理、LERO という機関での登録手続が必要とされます。

1. モンゴル会社法の基礎

(1) モンゴル法の概要

1992 年に民主化後初めてとなる現代新憲法が制定され、以後新憲法の下で、各国の支援等を受けて民法等の重要な基本法や手続法、会社法や投資法といった法律が制定されました。もっとも、その起草の過程においては、異なるリーガルバックグラウンドを有するアドバイザーが、モンゴルの伝統や既存の制度等を必ずしも十分に配慮せずに、また相互の連関を意識せずにアドバイスを行った結果、法令同士の整合性が十分にはとれていない部分もあるといわれています。また、法の源泉についても、一般には(日本やドイツ等が属する)大陸法系といわれることが多いようですが、(英米や、シンガポール等が属する)英米法系の影響も強く受けているといわれ、大陸法系と英米法系のミックスであるといった評価を目にすることもあります。

(2) 会社法

モンゴルの会社を規律する最も基本的な法律は会社法であり、その他、投資法や法人登録法も重要な意味を有しています。会

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
E-mail: newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2021

社法は、英米法的な影響を受けているようであり、ジョイント・ストック・カンパニー等の英米法的な発想による規定が見受けられます。

まず、会社の種類について、会社は株式数に応じて分割可能な株式資本を有しているとされ、いわゆる株式会社制度を採用しています。会社は、有限責任会社(Limited Liability Company; LLC)とジョイント・ストック・カンパニー(Joint Stock Company; JSC)の二つに分けられ、ジョイント・ストック・カンパニーはさらに閉鎖的なもの(Closed)と公開的なもの(Open)に分けられます。有限責任会社とジョイント・ストック・カンパニーの概要は以下の通りです。

	株式数	譲渡制限	他の株主による株式譲渡に対する先買権
有限責任会社	上限 50 名まで	あり	あり
ジョイント・ストック・カンパニー	上限無し	なし	なし

次に、会社の基本事項について、会社は、定款(Charter)によって規律されており、商号や本店所在地、授権株式数等の基本的な事項が定められます。また、モンゴルでは、いわゆる授権株式制度が採用されており、授権枠を超えて株式を発行することは(授権枠が拡張されない限り)認められません。

さらに、会社の機関設計について、会社の最高執行機関は株主総会であり、定款変更や合併等の重要事項は株主総会において決定されます。株主総会の下には取締役会が置かれ、ジョイント・ストック・カンパニーにおいては取締役会は必置機関ですが、有限責任会社においては定款において定めない限り取締役会を置かないことも認められます。加えて、日常的な会社の執行は、執行機関(Executive Body)が務めるものとされ、取締役会(取締役会がない場合には株主総会)により権限を与えられた業務については執行機関が会社の代表権を有することとされています。執行機関を複数名により構成する場合には、執行機関会(Collegial Executie Body)が組成されます。

2. 株式発行

(1) 授権株式の枠内における株式発行

会社法によれば、定款に別段の定めがない限り、発行する株式数、期間、発行の条件については、取締役会(取締役会が設置されていない場合は株主総会)によって決定するものとされており(33.3 条)、(定款に別段の定めがない限り)授権株式の枠内における発行であれば、取締役会によって発行する事ができます(76.1.4 条)。
もっとも、定款においては、発行済株式数や資本金額を記載することとされており(16.2.2 条)、増資によってこれらの金額が変動することになり、定款変更の手続も併せて必要となります。

(2) 授権株式の枠を超える株式発行

授権株式数を超える株式発行については、(取締役会決議ではなく)株主総会において、当該決議事項に議決権のある出席株主の 2/3 の賛成により実施する必要があり(62.1.3 条、63.7 条)、また、併せて授権株式の授権枠を拡張する必要があります。発行済株式数や資本金額に加え、授権株式数についても定款に規定されていますので(33.1 条)、増資により必然的に定款変更の手続きが必要となります。

3. 定款変更

定款変更には、授権株式数を超える株式発行と同様の手続が必要であり、株主総会において、当該決議事項に議決権のある出席株主の 2/3 の賛成によって実施する必要があります(会社法 62.1.1 条、63.7 条)。

© Nishimura & Asahi 2021

4. 優先引受権

(a) 優先引受権の概要

会社法によれば、普通株式の株主は、会社の発行する普通株式に対して、株主が保有する普通株式の数に比例して普通株式の割り当てを受けられる優先引受権(preemptive right)を有しています(38.1 条)。したがって、会社が普通株式を発行しようとする場合、当該優先引受権に対応する必要があります。

(b) 優先引受権の手続

会社が普通株式を発行することを提案する場合、まず各普通株式の株主に対して、発行される株式数および価格、各株主が引き受けることの出来る株式数、および割当の条件を通知しなければなりません(38.2 条)。通知を受領した株主は、株式発行が決議された日から 30 営業日以内に、優先引受権に基づいて優先引受を受けるかどうか会社に対して通知しなければなりません(38.3 条)。優先引受権は、全部または一部について行使出来るとされており(38.6 条)、一部のみを引き受けることも認められます。優先引受権の行使によって各株主が引き受ける普通株式の価格は、市場価格の 90%を下回ってはならないとされています(38.4 条)。

5. LERO 登録

会社法上の手続とは別に、General Authority for State Registration 傘下の Legal Entity Registration Office(「LERO」)において、登録情報の変更手続を行う必要があります。

すなわち、法人登録法(Law on state registration of legal entities)の下、会社は LERO において登録を受けなければならないとされているところ(同法 7.1 条)、定款や定款記載の資本金額は登録情報に含まれています(同法 10.1 条)。法人の LERO 登録情報に変更があった場合には、議事録等を添えて 15 営業日以内に通知し、変更の登録をしなければならないとされています(同法 10.3 条、22.1 条)。LERO における登録手続については、運用上の変動が大きく、一般には 2 週間程度で登録手続が完了しますが、登録内容について説明を求められること等もあり、必要期間は状況に応じて前後に変動します。

以 上

すずき　たけふみ
鈴木　健文
西村あさひ法律事務所　弁護士
ta.suzuki@nishimura.com
2009年弁護士登録。2016年カリフォルニア州弁護士登録。クロスボーダーの M&A・コーポレート案件に携わる。ミャンマーへの駐在経験を有しており、アジア地域における海外法務にも多数関与しており、モンゴルにおける M&A 取引や紛争案件等への関与経験も有する。

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

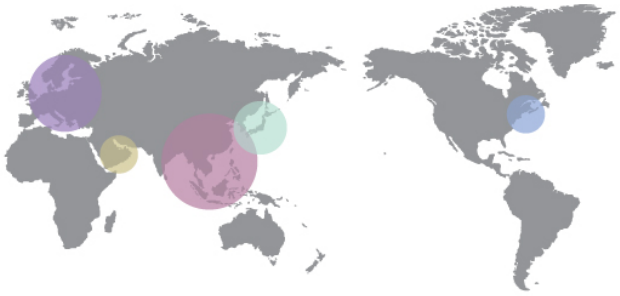

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200　Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel　052-533-2590
社員　藤井宏樹

大阪
Tel　06-6366-3013
社員　臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡
Tel　092-717-7300
社員　尾崎恒康
髙木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel　+1-212-830-1600
E-mail　info_ny@nishimura.com
執行パートナー　山口勝之
副執行パートナー　清水恵
パートナー　辰巳郁
浦野祐介

ドバイ
Tel　+971-4-386-3456
E-mail　info_dubai@nishimura.com
カウンセル　森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)211-5403-9512

E-mail　info_europe@eml.nishimura.com
共同代表　石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel　+66-2-126-9100
E-mail　info_bangkok@nishimura.com
共同代表　Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel　+62-21-5080-8600
E-mail　info@wplaws.com
執行パートナー　Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel　+62-21-2933-3617
E-mail　info_jakarta@nishimura.com
パートナー　町田憲昭

ヤンゴン
Tel　+95-1-8382632
E-mail　info_yangon@nishimura.com
代表　湯川雄介
副代表　今泉勇

北京
Tel　+86-10-8588-8600
E-mail　info_beijing@nishimura.com
首席代表　中島あずさ
代表　志賀正帥

上海
Tel　+86-21-5280-3700
E-mail　info_shanghai@nishimura.com
首席代表　野村高志
代表　東城聡
木下清太

シンガポール
Tel　+65-6922-7670
E-mail　info_singapore@nishimura.com
共同代表　山中政人
宇野伸太郎
パートナー　佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel　+852-2336-8586
E-mail　s.okada@nishimura.com
代表　岡田早織

ハノイ
Tel　+84-24-3946-0870
E-mail　info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括　小口光
代表　平松哲

ホーチミン
Tel　+84-28-3821-4432
E-mail　info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括　小口光
代表　大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel　+886-2-8729-7900
E-mail　info_taipei@nishimura.com
共同代表　孫櫻倩
張勝傑

＊1 提携事務所　＊2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2021